大阪市告示第1158号

道路法(昭和27年法律第180号)第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。 令和7年8月25日

大阪市長 横 山 英 幸

次の道路上にある物件は、道路法第43条第2号の規定に違反するので、令和7年9月8日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除 却する。

種類	場所
普通自動車	西成区南津守5丁目3番先
(トヨタ 白色)	
普通自動車	西成区長橋2丁目2番先
(ダイハツ 白色)	

(建設局総務部管理課)